

## 令和8年第2回江差町議会臨時会資料

資料1：江差町税条例の一部改正の概要及び新旧対照表【承認第3号関係】	…P 1
資料2：江差港漁船等上架施設整備工事の概要【承認第4号関係】	…P 5 3
資料3：開陽丸記念館仮設電源工事の概要【議案第1号関係】	…P 5 5
資料4：陣屋町「小平沢地区」テレビ難視聴対策鋼管柱建替工事 【議案第1号関係】	…P 5 7
資料5：総合行政システム標準化対応業務見積合わせ状況調書【議案第2号関係】	…P 5 9
資料6：（仮称）道の駅「かもめ島」建設工事入札状況調書【議案第3号関係】	…P 6 1



## 江差町税条例の一部改正の主な概要

条 例	改正の概要	施行日
第 18 条の 3 【納税証明事項】	○ 法改正にあわせて改正（規則第 1 条の 9） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 19 条第 2 号、第 3 号 【納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 2①、法第 463 条の 24①） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 33 条 【所得割の課税標準】	○ 法改正にあわせて改正（法第 313 条⑫） ※ 特定大口株主配当等の特定配当等への追加	R8. 4. 1 施行
第 34 条の 7 【寄附金税額控除】	○ 法改正にあわせて改正（法附則 5 条の 6③④） ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正	R10. 1. 1 施行
第 36 条の 2 【町民税の申告】	○ 法改正にあわせて改正（法第 317 条の 2①） ※ 項ずれの反映	R9. 1. 1 施行
第 36 条の 3 の 2 【個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】	○ 法改正にあわせて改正（法第 317 条の 3 の 2①） ※ 項ずれの反映	R9. 1. 1 施行
第 36 条の 3 の 3 【個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】	○ 法改正にあわせて改正（法第 317 条の 3 の 3） ※ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正	R9. 1. 1 施行
第 63 条 【固定資産税の免税点】	○ 法改正にあわせて改正（第 351 条） ※ 免税点の変更	R9. 4. 1 施行
第 80 条①～③ 【軽自動車税の納税義務者等】	○ 法改正にあわせて改正（法第 443 条①～③） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 81 条①～④ 【軽自動車税のみならず課税】	○ 法改正にあわせて改正（法第 444 条①～④） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 81 条の 3 【環境性能割の課税標準】	○ 法改正にあわせて改正（法第 450 条） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 81 条の 4 【環境性能割の税率】	○ 法改正にあわせて改正（法第 451 条①～⑥） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 81 条の 5 【環境性能割の徴収の方法】	○ 法改正にあわせて改正（法第 453 条） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 81 条の 6 ①② 【環境性能割の申告納付】	○ 法改正にあわせて改正（法第 454 条①②） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 81 条の 7 ①～③ 【環境性能割に係る不申告等に関する過料】	○ 法改正にあわせて改正（法第 457 条） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 81 条の 8 ①② 【環境性能割の減免】	○ 法改正にあわせて改正（法第 461 条） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 82 条 【種別割の税率】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 15①） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 83 条①② 【種別割の賦課期日及び納期】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 16、法第 463 条の 17） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 85 条 【種別割の徴収の方法】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 18①～③） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 86 条 【種別割の証紙徴収の手続】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 18④） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 87 条①～③ 【種別割に関する申告又は報告】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 19①②、法第 463 条の 20①②） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 88 条 【種別割に係る不申告等に関する過料】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 21、法第 463 条の 22①～③） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 89 条①～③ 【種別割の減免】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 23） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
第 90 条①②④⑤ 【身体障害者等に対する種別割の減免】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 23） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行

江差町税条例の一部改正の主な概要

条 例	改正の概要	施行日
第 91 条②⑦ 【原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等】	○ 法改正にあわせて改正（法第 463 条の 18③） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 6 条 【特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 4 条の 5 ③） ※ 適用期限の延長に伴う改正	R9. 1. 1 施行
附則第 7 条の 3 【個人の町民税の住宅借入金特別税額控除】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 5 条の 4） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 7 条の 3 の 2 【個人の町民税の住宅借入金特別税額控除】（適用期限の延長の部分に限る）	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 5 条の 4 の 2） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長に伴う改正	R9. 1. 1 施行
附則第 7 条の 4 【寄附金税額控除における特例控除額の特例】 （復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正の部分に限る。）	○ 法改正にあわせて改正（法附則 5 条の 5） ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正 ※ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備	R10. 1. 1 施行 ※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日施行（特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備の部分に限る。）
附則第 8 条 【肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 6 条④⑤） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 9 条の 2	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 7 条の 3 ③④） ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正	R10. 1. 1 施行
附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 15 条） ※ 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設。 ※ 項ズレの反映	R8. 4. 1 施行
附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	○ 法令改正にあわせて改正	R8. 4. 1 施行
附則第 10 条の 4 【令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	○ 法令改正にあわせて改正（法附則第 16 条の 2）	R8. 4. 1 施行
附則第 10 条の 5 【令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	○ 法規定の新設にあわせて新設（法附則第 16 条の 3） ※ 令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定。	R8. 4. 1 施行
附則第 15 条の 2 ①～④ 【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 29 条の 9 ①～⑤） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 15 条の 3 【軽自動車税の環境性能割の減免の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 29 条の 10①②） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 15 条の 4 【軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 29 条の 11） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 15 条の 5 【軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 29 条の 16①②） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行

江差町税条例の一部改正の主な概要

条 例	改正の概要	施行日
附則第 15 条の 6①② 【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 29 条の 18①②） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 16 条①～④ 【軽自動車税の種別割の税率の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 30 条①～④） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 16 条の 2①～③ 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 30 条の 2①～③） ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	R8. 4. 1 施行
附則第 16 条の 3 【上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 33 条の 2⑦） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	R8. 4. 1 施行
附則第 16 条の 4 【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 33 条の 3⑦） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	R8. 4. 1 施行
附則第 17 条 【長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 34 条） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	R8. 4. 1 施行
附則第 17 条の 2 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 34 条の 2） ※ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正	R10. 1. 1 施行 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正の部分に限る。）
附則第 18 条 【短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 35 条⑧） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	R8. 4. 1 施行
附則第 19 条 【一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 35 条の 2⑧） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	R8. 4. 1 施行
附則第 19 条の 3 【特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例】	○ 法規定の新設にあわせて新設（法附則第 35 条の 3 の 6） ※ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設	R10. 1. 1 施行 ※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日施行
附則第 20 条 【先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（法附則第 35 条の 4⑤） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	R8. 4. 1 施行
附則第 20 条の 2 【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条⑧） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	R8. 4. 1 施行
附則第 20 条の 3 【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例】	○ 法改正にあわせて改正（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 3 条の 2 の 2⑪） ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	R8. 4. 1 施行

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第67条の2、第83条第2項、第98条第1項若しくは第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び<u>第34条の9</u>において「特定配当等」という。)(<u>同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p>	<p>納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び<u>次項並びに第34条の9</u>において「特定配当等」という。)<u>に</u>係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計</p>	<p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項)において同じ。)(前年の合計</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人)に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人)に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____。）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるところをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提出することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるところをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提出することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得税割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1</p>	<p>規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得税割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は</p>	<p>号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>法第317条の3第3項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する_____ことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8_____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかで</p>	<p>法第317条の3第3項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3_____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)_____までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかで</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>あり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一のものについて、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</p> <p>(削除)</p> <p>2 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</p> <p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第80条の3 次に掲げる軽自動車に対しては、軽自動車税を課さない。</p>	<p>あり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一のものについて、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が、土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</p> <p>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p> <p>(種別割の課税免除)</p> <p>第80条の3 次に掲げる軽自動車に対しては、種別割を課さない。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)</u>又は<u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行情況(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行情況をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p>三輪以上の軽自動車を用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。  <u>(環境性能割の課税標準)</u>  第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。  <u>(環境性能割の税率)</u>  第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。  (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1  (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2  (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3  <u>(環境性能割の徴収の方法)</u>  第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならぬ。  <u>(環境性能割の申告納付)</u>  第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するととも</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>に、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、<u>10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 前項の過料の額は、<u>状況により、町長が定める。</u></p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、<u>その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第81条の8 町長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、<u>規則で定める。</u></p> <p><u>(種別割の税率)</u></p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、4月1日から同月30日までとする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項については<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者に</u>ついては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りで</p>	<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、4月1日から同月30日までとする。</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項については<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者に</u>ついては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りで</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等であつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>)に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認められるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて、<u>軽自動車税の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税の減免</u>)</p>	<p>ない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等であつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>)に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>)の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認められるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて、<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>)の減免)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>（前7日）までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）<u>、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳</u>（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申</p>	<p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>（前7日）までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）<u>、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳</u>（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限<u>                    </u>までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第</p>	<p>請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限<u>(前7日)</u>までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車<small>（所有者又は使用者について、また同様とする。）</small></p> <p>3～6（略）</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車<small>（主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車<small>（所有者若しくは使用者）</small>に対して軽自動車税が課されることとなつたとき）</small>又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車<small>（生じた日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならぬ。）</small></p> <p>8・9（略） （特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3（略）</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限____までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当すること<small>（明らかなり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。）</small></p> <p>(1)～(3)（略）</p>	<p>3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者<small>（について、また同様とする。）</small></p> <p>3～6（略）</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車<small>（主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車<small>（所有者若しくは使用者）</small>に対して種別割が課されることとなつたとき）</small>又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車<small>（生じた日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならぬ。）</small></p> <p>8・9（略） （特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3（略）</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当すること<small>（明らかなり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。）</small></p> <p>(1)～(3)（略）</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 (略) 附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>3 (略) 附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p><u>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>においては、<u>法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)</u>を、<u>当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には</p> <p>____、法附則第5条の4第5項 (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の</p>	<p>9 第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、町長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>9 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」と、第 3 4 条の 9 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特別控除額の特例)</p> <p>第 7 条の 4 第 3 4 条の 7 の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合は第 3 4 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 1 6 条の 3 第 1 項、附則第 1 6 条の 4 第 1 項、附則第 1 7 条第 1 項、附則第 1 8 条第 1 項、附則第 1 9 条第 1 項、附則第 1 9 条の 2 第 1 項、附則第 1 9 条の 3 第 1 項又は附則第 2 0 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 3 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第 8 条 昭和 5 7 年度から令和 1 2 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合には、第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第</p>	<p>9 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 3 4 条の 9 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特別控除額の特例)</p> <p>第 7 条の 4 第 3 4 条の 7 の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合は第 3 4 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 1 6 条の 3 第 1 項、附則第 1 6 条の 4 第 1 項、附則第 1 7 条第 1 項、附則第 1 8 条第 1 項、附則第 1 9 条第 1 項、附則第 1 9 条の 2 第 1 項又は附則第 2 0 条第 1 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第 8 条 昭和 5 7 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合には、第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができ</u>る。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用さ</u></p>	<p>36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができ</u>る。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>れる場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第13項に規定する町の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する町の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第20項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第21項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第21項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第21項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第22項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第22号に規定する町の条例で定める割合は</p>	<p>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第14項に規定する町の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する町の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第22項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は7分の6とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第24項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第24項第4号</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は7分の6とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>18 法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>19 法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>1 8</u> 法附則第1 5 条第2 7 項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>1 9</u> 法附則第1 5 条第3 1 項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2 0</u> 法附則第1 5 条第3 5 項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2 1</u> 法附則第1 5 条第3 6 項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>2 2</u> 法附則第1 5 条第3 9 項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>2 3</u> 法附則第1 5 条第4 0 項に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>2 4</u> (略)</p> <p><u>2 5</u> (略)</p> <p><u>2 6</u> 法附則第1 5 条の1 1 第1 項に規定する町の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第1 0 条の3 (略)</p>	<p><u>2 0</u> 法附則第1 5 条第4 号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>2 1</u> 法附則第1 5 条第2 8 項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2 2</u> 法附則第1 5 条第3 2 項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2 3</u> 法附則第1 5 条第3 6 項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2 4</u> 法附則第1 5 条第3 7 項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>2 5</u> 法附則第1 5 条第4 0 項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>2 6</u> 法附則第1 5 条第4 1 項に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>2 7</u> (略)</p> <p><u>2 8</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第1 0 条の3 (略)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第16項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各</p>	<p>及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 熱損防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物 について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円</p>	<p>号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 熱損防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>消化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p>	<p>律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</p> <p>_____旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p> <p>_____</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の3第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する<u>特定被災共用土地納税義務者(第4号</u>  <u>において「特定被災共用土地納税義務者」という。)</u>の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮</u></p>	<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する<u>特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)</u>の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分</p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)</u>に係る固定資産税額の按分の申出は、<u>同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。)</u>の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p>合</p> <p>(5) <u>法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)</u>に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>」と、「<u>特定被災共</u></p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p>を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</p> <p>第15条の3の2 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、北海道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車とする。</p> <p>2 前項の規定に該当する三輪以上の軽自動車に対して、同法第445条</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定に</p>	<p>第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「道知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第15条の5 町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>よる車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項_____に規定するガンリン軽自動車(以下この項において「ガンリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガンリン軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」</p>	<p>_____車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガンリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガンリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガンリン軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>とあるのは「3, 500円」とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等)という。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受け</p>	<p>とあるのは「3, 500円」とする。</p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等)という。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受け</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>たことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税</u>に關する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の適用の規定がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の</p>	<p>たことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税の種別割</u>に關する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の適用の規定がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</p> <p>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>7 第1項中後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第1項中後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</p> <p>____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲</p>	<p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしてたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>___の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とある</p>	<p>(新設)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるの</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>のは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式会社等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条</p>	<p>は「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式会社等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</p> <p>_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第19条の3</u> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法</p> <p><u>第38条の2</u>第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する</p> <p>場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、<u>第33条第</u></p> <p><u>1項及び第2項並びに第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区</p> <p>分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額</p> <p>として令附則<u>第18条の6</u>の4で定めるところにより計算した金額(以</p> <p>下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)</p> <p>に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係</p> <p>る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第</p> <p><u>34条の2</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)</p> <p>の<u>100分の3</u>に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p><u>2</u> 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第34条の2</u>の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則<u>第19条の3</u>第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) <u>第34条の6</u>から<u>第34条の8</u>まで、<u>第34条の9</u>第1項、附則<u>第7条第1項</u>及び附則<u>第7条の3</u>第1項の規定の適用については、<u>第34条の6</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則<u>第19条の3</u>第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7</u></p>	<p>1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の9第1項、附</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の9第1項、附</p>



江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>_____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条の第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特</p>	<p>第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条の第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項</p> <p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項</p> <p>_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所</p>	<p>例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所</p>



【別記1】

改正後  
(削除)

改正前

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

## 事業概要書

## 事業の内容

所管課：産業振興課水産係

江差港漁船等上架施設のレール等が老朽腐食により、上下架する際大きく揺れ滑落の危険性があることから、応急対応として状態が比較的良いレールを再利用し、腐食老朽により揺れが大きい水中部の箇所へ移設補強する。

- (1) 事業名 江差港漁船等上架施設整備工事
- (2) 事業場所 江差町字中歌町 196 番地（江差港上架施設）
- (3) 事業内容 漁船等上架台レール移設補強整備工事
- (4) 事業費 6,490千円（税込み）  
土木費・港湾費・港湾管理費・工事請負費
- (5) 財源 一般財源 ※道地域づくり総合交付金申請予定
- (6) 事業期間 令和8年4月から5月29日  
（令和8年度補正）

## 状況写真一部抜粋





## 開陽丸記念館仮設電源工事

【まちづくり推進課】

## 【工事概要】

開陽丸管理棟の解体に伴い記念館への送電を遮断し、館内の送風機能等が停止したことにより湿度が上昇している。そのため、夏季から秋季にかけての高温多湿な期間には、収蔵する考古資料等展示物の劣化が懸念される。

これを未然に防止すべく、緊急的に低圧仮設電源を敷設し、除湿・送風等により適切な温湿度環境を確保する。

■事業費 887 千円（財源：一般財源）

■工期 着工から約2か月

## 【記念館内の送電遮断前後の湿度変化】

約18%上昇（送電遮断前の最高湿度 59.2% → 遮断後の最高湿度 77.5%）

## 【工事概要図】

最寄りの引込分岐点の対面に中継ポールを新設して架空電線を架線。中継ポールからは、防波堤・フェンス沿いに配線し、記念館に接続する。



画像 ©2026 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2026 20 m

出展: Google マップ (©2026 Google/Airbus/Maxar Technologies) に基づき作成



**補正予算説明書**

年度	令和8年度	補正時期	令和8年第2回臨時会				
担当課係名	総務課	事業年度	令和8年度				
事業名	陣屋町「小平沢地区」テレビ難視聴対策鋼管柱建替工事						
予算区分	一般会計	予算科目	総務費、総務管理費、住民運動対策費				
第6次総合計画との関係	第3編第2章分野別施策	(23) 地域公共交通・情報発信	成果指標（影響値）				
	基本方針						
	具体的な施策	情報通信基盤の整備、活用					
補正の必要性	倒壊した木柱の建替を行うため。 【既存予算内での対応 可/不可】 【次年度以降での予算要求 可/不可】						
事業の性質	国策・社会情勢 政策・公約 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">住民安全</span> その他（ ）						
新規性	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">新規</span> 継続 拡充 減額 当初予算要求（有/無）						
◆事業の概要（施設の概要、計画など）							
【目的】							
テレビ難視聴対策として小平沢地区に設置されていた木柱については、令和8年3月23日強風により根元が折れ、倒壊したため、今回建替を行う。							
【事業内容】							
倒壊した木柱に代わり、新たに鋼管柱へ建替を行う。							
◆予算情報 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>							
年度	事業費	財源内訳					備考
		国庫	道	町債	その他	一般財源	
R8	665					665	
R9							
R10							
計	665					665	
(国庫補助等財源名称及び補助率： )							

※補正の必要性は、予算要求の理由について「既存予算内での対応」「次年度以降での予算要求」ほかの観点から、簡潔に理由を記載してください。

※事業の性質は、予算要求に至った背景等について該当する項目を選択・記入してください。

※事業概要は、現状と課題のほか、事業の目的等について簡潔に記入してください。また、必要に応じ積算資料等を添付してください。



## 見積合せ状況調書

業 務 名	令和8年度総合行政システム標準化対応業務	
業 務 場 所	江差町字中歌町193番地1 (江差町役場内)	
業 務 期 間	自：令和8年契約締結の日から 至：令和9年 3月31日	
見積合せ月日	令和8年 4月13日	
契 約 月 日	令和8年 4月16日	仮契約
契 約 金 額	104,500,000円	予定価格 106,638,180円(税込)

## 【開札結果】

見積合せ参加者	見積合せ金額		摘要
	1回目	2回目	
株式会社エイチ・アイ・ディ	95,000,000円		落札

※見積金額については税抜き価格。



## 見積合せ状況調書

工 事 名	(仮称) 道の駅「かもめ島」建設工事	
工 事 場 所	江差町字姥神町1番地10	
工 事 期 間	自：令和8年4月着工日 至：令和9年7月31日	
見積合せ月日	令和8年4月20日	
契 約 月 日	令和8年4月20日	仮契約
契 約 金 額	1,936,660,000 円	予定価格 1,936,660,000 円 (税込)

## 【開札結果】

見積合せ参加者	見積合せ金額		摘 要
	1 回目	2 回目	
田畑・亀田・タカハシ特定 建設工事共同企業体	◎1,760,600,000		落札

※見積金額については税抜き価格。